

船橋市グリーン調達等基本方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第10条に基づく環境に配慮した物品の調達（グリーン購入）について、次のとおり推進するものとする。

また、当方針は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第11条第1項に基づき、温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物資の削減に配慮した契約（環境配慮契約）を推進するための基本的事項を含むものとする。

1. 総量の抑制

グリーン購入にあたっては、購入する前に必要性を十分に考え、グリーン購入を理由に調達総量が増加しないように配慮する。

2. 製品・サービスのライフサイクルの考慮

グリーン購入品の調達の基本的な考え方としては、資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入することを念頭に、以下の各号に留意する。

- ① 有害化学物質等の削減：環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
- ② 省資源・省エネルギー：資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③ 天然資源の持続可能な利用：再生可能な天然資源は持続可能に利用していること
- ④ 長期使用性：長期間の使用ができること
- ⑤ 再使用可能性：再使用が可能であること
- ⑥ リサイクル可能性：リサイクルが可能であること
- ⑦ 再生材料等の利用：再生材料や再使用部品を用いていること
- ⑧ 処理・処分の容易性：廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと
- ⑨ 社会面の配慮：社会面に配慮していること

3. 事業者による取り組みの考慮

製品やサービスを事業者から購入する場合、又は環境配慮契約の推進にあたっては、環境負荷の低減に努める事業者を優先して購入することを念頭に置くほか、輸送エネルギー負荷の削減という視点から市内業者を活用するなど、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して契約を推進するものとし、以下の各号に留意する。

- ① 環境マネジメントシステムの導入：組織的に環境改善に取り組む仕組みがあること
- ② 環境への取り組み内容：省資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減、カーボン・オフセット等に取り組んでいること
- ③ 情報の公開：環境情報や社会的取り組みを積極的に公開していること

4. グリーン購入の対象物品の基準、調達目標等

- (1) 文具、コピー用紙、OA 機器などのグリーン購入法の特定調達品目は、環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における品目とし、物品の選定には、グリーン購入法適合品かんたん検索サイト「エコ商品ねっと (<https://www.gpn.jp>)」等を参考に購入を検討する。
- (2) 調達目標は、国が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を目安とし、可能な限り環境への負荷の少ない物品の調達に努めることを目標とする。

5. 環境配慮契約の対象分野等

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の種類は次の各号とする。

- ① 電気の購入契約
- ② 自動車の購入及びリース契約
- ③ 省エネルギー改修事業に係る契約
- ④ 建築物の設計に係る契約
- ⑤ 建築物の維持管理に係る契約
- ⑥ 産業廃棄物の処理に係る契約

6. 取組の役割分担

- (1) 消耗品又は備品等を担当課で発注する物品購入

物品等の購入については、担当課にてグリーン購入対象品を優先に選定し、数量及びグリーン購入割合を把握する。

- (2) グリーン購入対象品、環境配慮契約を取り入れることが可能な工事、役務等

事業所管課にて、上記3. 及び5. を踏まえた事業が行えるような予算措置に努め、事業執行課又は工事執行課においてグリーン購入対象品の材料を活用した施工及び環境配慮契約に努める。